



食生活改善推進員養成講座 受講生募集

- **と き** / 9:30 ~ 13:30【全7回】
 - 7月6日 ※7月6日のみ13:30 ~ 16:00
 - 7月24日 ● 8月18日
 - 9月7日 ● 10月2日 ● 10月20日
 - 11月11日
- **ところ** / 岸本保健福祉センター

地域の栄養改善活動に協力していただく食生活改善推進員を養成します。自分の健康、家族の健康、さらに地域の健康へと、健康づくりの輪を一緒に広げませんか？男性の参加も大歓迎!!

- **募集要件**
 - 1 伯耆町在住で、食生活や健康づくりに関心がある
 - 2 5回以上出席できる
 - 3 講座修了後、地域で栄養改善ボランティアに参加できる
- **内容** 病気の予防、食生活、運動、休養などについての講義と実習
- **定員** 20名(申込み順)
- **申込み** 6月19日(金)までに下記までお電話ください

申込み・問い合わせ先 健康対策課 健康増進室
TEL:68-5536



孫・ひ孫育てセミナー

無料・要予約

子育ての一番の協力者で、頼れる存在である祖父母世代の皆さんを対象に、セミナーを開催します。お孫さんだけでなく、地域の子育て支援に関わってみたい方の参加も大歓迎です。

- **開催日時と内容**
 - 1 6月16日(火) 10:00 ~ 11:00
子どもと楽しむ絵本の世界
講師:えほんやとこちゃん 高橋 素子 氏
 - 2 7月2日(木) 10:00 ~ 11:00
安心・安全アロマで虫よけスプレーづくり
講師:アロマセラピスト 牧野 秀美 氏
 - 3 7月17日(金) 10:00 ~ 11:30
遊びじょうずになる!
～子どもの心をつかむバルーンアート体験～
講師:トイポップ 今出 和史 氏
 - 4 8月4日(火) 10:00 ~ 11:30
事故防止と緊急時の応急処置
講師:日本赤十字社 鳥取県支部

- **ところ** 岸本保健福祉センター
- **対象者** 祖父母世代の方、地域の子育て支援に関心のある方
- **申込み** 各回の1週間前までにお電話ください
- **その他** 託児可 (ご希望の方は申込み時にお知らせください)

申込み・問い合わせ先 健康対策課 健康増進室
TEL:68-5536

～鳥取県の奥深い話題満載～

県総合情報誌『とっとりNOW』106号

好評発売中!



- **取 扱** / 下記協議会事務局、県内各書店ほか
- **定 価** / 309円(税込)
- **発 行** / 年4回(3、6、9、12月)

美しい山陰海岸を有する岩美町は、大地の遺産を活かした体験できる観光が満載。ココロ躍る体験の数々をライターがご紹介。特集では、伝統工芸に情熱を注ぐ「鹿野すげ笠を守る会」の活動にスポットを当てました。

問い合わせ先 鳥取県広報連絡協議会(県庁内) TEL:0857-26-7086



プール運動教室 受講生募集

- **と き** / ① 7～9月の毎週火曜【全10回】 10:00 ~ 11:30 ※初回は7月14日
- ② 7～9月の毎週金曜【全10回】 10:00 ~ 11:30 ※初回は7月10日
- **ところ** / 岸本温泉ゆうあいパル内プール

①水中まめまめクラブ ～歩行運動コース～

健康づくりのために身体を動かしたい方、プールで運動してみませんか。水中では膝や腰の負担も少なく運動ができます。

②水中まめまめクラブ ～ダイエットコース～

水中でエアロビクスダンスのような運動をすると、水の抵抗で消費エネルギーが大きくなり、体脂肪を燃焼させる効果も大きくなります。

申込み・問い合わせ先

健康対策課 健康増進室 TEL:68-5536

- **対象者** 20歳以上で町内在住の方
※持病のある方は、医師にご相談のうえお申込みください。
- **定員** 各15名(応募多数の場合は選考・抽選)
- **参加料** 2,000円(別途プール利用料が必要)
- **申込み** 6月19日(金)までにお電話ください



鳥取県の最低賃金

最低賃金制度のPRキャラクター「チェックマン」



地域別最低賃金	時間額	発効年月日
鳥取県最低賃金	677円	平成26年10月8日

「鳥取県最低賃金」は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、鳥取県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。

なお、下表の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「特定(産業別)最低賃金」が適用されますが、次に掲げる労働者については、「鳥取県最低賃金」が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ④ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組組」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者

特定(産業別)最低賃金	時間額	発効年月日
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	743円	平成26年12月25日
鳥取県各種商品小売業最低賃金	700円	平成26年12月13日

最低賃金額の算定には、次の賃金は含まれません。

- ① 精皆手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金
※派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます。

問い合わせ先 鳥取県労働局 労働基準部 賃金室 TEL:0857-29-1705